

○湖北環境衛生組合職員の定年等に関する条例

〔昭和59年8月21日〕
条例第2号

改正 平成18年2月15日 条例第4号

第1条 湖北環境衛生組合職員の定年等に関しては、石岡市職員の定年等に関する条例（平成17年石岡市条例第41号）の例によるものとする。

附 則

この条例は、昭和60年3月31日から施行する。

附 則（平成18年2月15日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行し、平成17年10月1日から適用する。